



金 沢 市 公 報

号外第18号

令和5年(2023年)12月26日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金 沢 市 役 所

◎ 目 次	ページ	
●規 則		○初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則 (") 2
○特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (人 事 課)	1	○技能労務職員の給与に関する規則及び金沢市技能労務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則 (") 14
○職員の給与に関する条例及び金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (")	1	○初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則 (") 26
○金沢市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則 (緑と花の課)	1	○金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (") 28
○職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (人 事 課)	2	○金沢市技能労務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則 (") 29

規 則

特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和5年12月26日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第46号

特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

特別職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和5年条例第39号)の施行期日は、令和5年12月27日とする。

職員の給与に関する条例及び金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和5年12月26日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第47号

職員の給与に関する条例及び金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

職員の給与に関する条例及び金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(令和5年条例第40号)の施行期日は、令和5年12月27日とする。

金沢市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

令和5年12月26日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第48号

金沢市公園条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

金沢市公園条例の一部を改正する条例(令和5年条例第23号)の施行期日は、令和6年2月18日とする。

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月26日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第49号

職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例施行規則（昭和31年規則第39号）の一部を次のように改正する。第19条の5第1号中「100分の200」を「100分の210」に改め、同条第2号中「100分の95」を「100分の100」に改める。

附 則

この規則は、職員の給与に関する条例及び金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（令和5年条例第40号）の施行の日（令和5年12月27日）から施行し、改正後の第19条の5各号の規定は、同月1日から適用する。

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月26日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第50号

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年規則第23号）の一部を次のように改正する。

別表第7アの表中	22	を	21	に、	30	を	29	に、
	23		22		30		30	
	24		22		31		30	
	25		23		31		30	
	25		23		32		31	
	25		24		32		31	
	26		24		32		31	
	26		25		33		31	
	26		25		33		32	
	27		26		34		32	
	27		26		34		32	
	27		27		35		33	
	27		27		35		33	
	28		27		36		33	
					36		34	
					37		34	
					37		34	
					38		35	
					38		35	
					39		35	
					39		36	
					40		36	
					40		36	
					41		37	
			50		49			
			50		50			
			50		50			

38
39
40
41
41
42
42
43
43
44
44
45
45
46
46
47
47
48
48
49
49
49

を

37
38
38
39
39
40
40
41
42
43
44
44
45
45
46
46
47
47
48
48
49
49
49

に、

50
51
51
51
51
52
52
52
52
53
53
53
53
54
54
54
54
54
55
55
55
55
56
56
56
56
56
56
57
57
57
57
57
58
58
58
58
58
58
58
59
59
59
59

を

50
50
50
51
51
51
51
51
51
52
52
52
52
53
53
53
53
53
54
54
54
54
54
54
55
55
55
55
55
56
56
56
56
56
56
56
56
56
56
56
57
57
57
57
57
57
57
57
57

に、

別表第7イの表中

41	39
42	40
42	40
43	41
43	41
44	42
44	42
45	43
45	43
46	44
46	44
47	45
47	45
48	46
48	46
49	47
49	47
50	48
50	48
51	49
51	49
52	50
52	50
53	51
53	51
54	52
54	52
55	53
55	53
56	54
56	54
57	55
57	55
57	56
58	56
58	57
58	57
59	57
59	57
59	58
60	58
60	58
60	58
61	59
61	59
61	59
61	59

を

に改め、

61	60
62	60
62	60
62	60
62	61
62	61
63	61
63	61
63	61
63	61
63	61
63	62
64	62
64	62
64	62
64	62
64	62
65	63
65	63
65	63
65	63
65	63
66	63
66	64
66	64
66	64
66	64
67	64
67	64
67	65
67	65
67	66
68	66
68	67

26	25
26	26
27	26
27	26
27	26
27	27
28	27
28	27
28	27
28	27
28	28
29	28
29	28
29	28

別表第7ウの表中

を

に改め、

30	29
30	29
30	29
31	30
31	30

26	25
27	26
28	26
29	27
29	27
30	28
30	28
31	29
31	29
32	30
32	30
33	31
33	31
34	32
34	32
35	33
35	33
36	34
36	34
37	35
37	35
38	36
38	36
39	37
39	37
40	38
40	38
41	39
41	39
42	40
42	40
43	41
43	41
44	41
44	42
45	42
45	42
46	43
46	43
47	43

58
58
59
59
60
60
61
61
61
61
61
61
61
61
61
61
62
62
62
62
62
62
62
62
62
62
62
62
63
63

57
58
58
58
58
59
59
59
60
60
60
60
60
60
60
60
61
61
61
61
61
61
61
61
61
61
61
61
62
62

別表第7エの表中

を

に、

を

に、

38	37		
39	38		
40	38		
41	39		
41	39		
41	40		
42	40	34	33
42	41	34	34
42	41	35	34
43	41	35	34
43	42	36	35
43	42	36	35
44	42	37	35
44	43	37	36
44	43	37	36
45	43	38	36
45	44	38	37
45	44	38	37
45	44	39	38
46	45	39	38
46	45	39	39
46	45	40	39
46	45	40	40
47	46	40	40
47	46	40	40
47	46	41	40
47	46	41	40
48	47	41	41
48	47	41	41
48	47	42	41
48	47	42	41
48	47	42	41
48	48	42	42
49	48	43	42
49	48	43	42
49	48	43	42
49	48	43	42
49	49	44	43
49	49	44	43
50	49	44	43
50	49	44	43
50	49	44	43
50	50		
50	50		
50	50		
51	50		
51	50		

を に、 を に改め、

別表第7オの表中

42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
65
66
66
67
67
68
68
69
70
71
72
73
73
74
74
75
75
76

を

41
42
42
43
43
44
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
65
66
66
67
67
68
68
69
70
71
72
73
74
75

に、

82
82
82
82
83
83
83
83
84
84
84
84
85
85
85
86
86
86
87
87
87
88
88
88
89
89
89
89
90
90
90
90
91
91
91
91
92
92
92
92
93
93
93
93
94
94
94

を

81
82
82
82
82
82
82
83
83
83
83
83
84
84
84
84
85
85
85
86
86
86
87
87
87
88
88
88
89
89
89
89
90
90
90
90
91
91
91
91
92
92
92
92
93
93
93
93

に

94
95
95
95
95
96

94
94
94
95
95
95

改める。

別表第7の2アの表中

37
39
40

を

38
39
41

に、

53
54
55
56
59
62
65
68
70
72
74
76
78
80
82
84
86
88
90
92

を

54
56
58
60
62
64
66
68
71
74
77
80
83
86
89
92
93
93
93

に、

53
54
55
56
58
60
62

を

54
56
58
60
61
62
63

に、

76
80
84
88
93
98
103
109
115
121

を

77
82
87
92
97
102
107
116
125
125

に、

97
102
107
112

を

99
106
113
113

に、

67
80
82
84

を

77
84
85
85

に改め、

別表第7の2イの表中

45
46
47
48
50
52
54
56
59
62
65
68
69
70
71
72
74
76
78
80
82
84
86
88
90
92
94
96
98
100
102
104
107
110
113
116
121
126
131
136
141
146
151

を

46
48
50
52
54
56
58
60
62
64
66
68
70
72
74
76
78
80
82
84
86
88
90
92
94
96
98
100
102
104
106
108
112
116
120
124
130
136
142
148
150
152
153

に改め、

別表第7の2ウの表中

46
48
52
56
59
62

を

47
51
55
59
62
64

に改め、

別表第7の2エの表中

45
46
47
48
50
52
54
56
58
60
62
64
66
68
70
72
74
76
78
80
82
84

を

46
48
50
52
54
56
58
60
62
64
66
68
70
72
74
76
79
82
85
85
85

に、

78
80
82
84
91
98

を

79
82
85
90
95
100

に、

57
58
59
60
63
66
69
72
76
80
84
90
96
102

を

58
60
62
64
67
70
73
76
80
84
89
94
99
104

に、

50
52
54
56
59
62
65
69
73
77
81

を

51
54
57
60
62
64
66
71
76
81
85

に改め、

別表第7の2オの表中

23
25
26
27
28
29

を

24
25
26
28
29
30

に、

57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
82
84
86
88
89
90
91
92
94
96
98

を

58
60
62
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
86
88
90
92
93
94
95
96
97
98
99

に、

112
116
120
124
127
130
133
136
140

を

113
118
123
128
131
134
137
140
144

に改める。

144	148
148	152
152	156
156	159
160	162
164	165

附 則

(施行期日等)

1 この規則は、職員の給与に関する条例及び金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（令和5年条例第44号）の施行の日（令和5年12月27日）から施行し、改正後の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、同年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 令和5年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下この項において「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。

3 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に市長の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、市長の定めるところにより、なお従前の例によることができる。

技能労務職員の給与に関する規則及び金沢市技能労務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月26日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第51号

技能労務職員の給与に関する規則及び金沢市技能労務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

(技能労務職員の給与に関する規則の一部改正)

第1条 技能労務職員の給与に関する規則（昭和36年規則第3号）の一部を次のように改正する。

第7条中「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

技 能 労 務 職 給 料 表

職員の 区 分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	147,500	200,700	220,400	260,800	286,200
	2	148,500	201,700	221,500	262,000	288,000
	3	149,500	202,700	222,400	263,000	289,600
	4	150,500	203,500	223,300	264,100	291,200
	5	151,600	204,200	224,300	264,800	292,800
	6	152,700	205,700	225,600	265,800	294,100
	7	153,800	207,000	226,800	266,700	295,200

8	154,800	208,100	227,900	267,600	296,400
9	155,700	209,400	229,200	268,200	297,600
10	156,800	210,100	230,900	268,900	299,300
11	157,900	210,900	232,400	269,700	301,000
12	159,000	211,600	233,600	270,500	302,500
13	159,900	212,700	234,700	271,300	303,800
14	161,000	213,600	235,900	272,200	305,300
15	162,200	214,500	237,100	273,000	306,700
16	163,300	215,300	238,000	273,800	308,000
17	164,400	216,200	238,600	274,500	309,500
18	165,800	217,200	239,000	275,500	311,000
19	167,100	218,100	239,400	276,400	312,600
20	168,300	219,000	239,900	277,200	314,300
21	169,400	219,700	240,400	278,100	315,300
22	170,600	220,500	241,700	278,700	316,700
23	171,800	221,300	242,900	279,400	318,000
24	173,000	221,900	243,800	280,100	319,300
25	174,100	222,600	244,900	280,600	320,400
26	175,600	223,100	246,100	281,300	321,800
27	177,100	223,500	247,300	282,100	323,200
28	178,600	224,000	248,500	282,800	324,600
29	180,000	224,600	249,300	283,600	326,100
30	181,400	225,600	250,400	284,500	327,300
31	182,900	226,500	251,600	285,300	328,600
32	184,400	227,100	252,700	286,100	329,800
33	185,800	227,600	253,800	286,800	330,800
34	187,500	228,600	254,700	287,700	331,700
35	189,300	229,600	255,600	288,600	332,800
36	191,000	230,700	256,600	289,500	333,900
37	192,700	231,200	257,600	290,100	335,000
38	193,800	232,300	258,400	290,900	336,000
39	195,200	233,400	259,200	291,700	337,000
40	196,300	234,400	260,100	292,500	338,000
41	197,300	235,100	261,000	293,100	338,900
42	198,700	236,100	261,900	294,100	339,800
43	199,900	237,000	262,800	295,100	340,700
44	201,100	237,800	263,800	296,000	341,600
45	202,600	238,600	264,400	296,700	342,500

	46	203,600	239,400	265,300	297,600	343,500
	47	204,500	240,100	266,300	298,500	344,500
	48	205,600	240,700	267,200	299,300	345,400
	49	206,700	241,300	268,200	299,900	346,300
	50	207,700	242,200	269,000	300,500	347,200
	51	208,600	243,100	269,800	301,100	348,100
	52	209,600	243,900	270,500	301,800	348,900
	53	210,700	244,800	271,100	302,400	349,700
	54	211,700	245,700	272,000	303,200	350,500
	55	212,600	246,300	272,800	303,900	351,300
	56	213,500	247,000	273,600	304,600	352,000
	57	214,400	247,800	274,200	305,200	352,700
	58	215,000	248,500	275,100	305,900	353,500
	59	215,700	249,200	276,000	306,600	354,300
	60	216,500	249,800	276,900	307,200	355,000
	61	217,300	250,400	277,800	307,800	355,700
	62	217,800	251,200	278,800	308,500	356,400
	63	218,300	252,000	279,600	309,200	357,100
	64	218,800	252,600	280,500	309,800	357,800
	65	219,300	253,200	281,300	310,300	358,400
	66	219,900	253,700	282,100	310,800	358,900
定年前 再任用 短時間 勤務職 員以外 の職員	67	220,500	254,100	282,900	311,400	359,400
	68	221,000	254,500	283,600	312,100	359,900
	69	221,300	255,200	284,200	312,700	360,300
	70	221,600	255,700	285,000	313,100	360,800
	71	221,900	256,100	285,800	313,600	361,300
	72	222,200	256,400	286,500	314,100	361,800
	73	222,400	256,600	287,200	314,400	362,200
	74	222,800	256,900	287,900	314,900	362,700
	75	223,100	257,300	288,600	315,400	363,200
	76	223,500	257,700	289,400	315,800	363,700
	77	223,700	258,000	289,900	316,000	364,100
	78	224,200	258,400	290,400	316,300	364,600
	79	224,500	258,800	290,800	316,600	365,100
	80	224,800	259,200	291,200	316,900	365,600
	81	225,100	259,500	291,600	317,200	366,000
	82	225,400	259,800	292,000	317,500	366,500
	83	225,700	260,100	292,500	317,800	367,000
	84	226,000	260,300	293,000	318,100	367,500

85	226,300	260,500	293,300	318,300	367,900
86	226,600	260,700	293,800	318,700	368,400
87	226,900	261,000	294,400	319,000	368,900
88	227,200	261,300	294,900	319,200	369,400
89	227,500	261,500	295,200	319,400	369,800
90	227,900	261,700	295,700	319,700	370,300
91	228,200	262,000	296,200	320,000	370,800
92	228,500	262,200	296,500	320,300	371,300
93	228,700	262,500	296,900	320,500	371,700
94	229,000	262,800	297,400	320,800	
95	229,300	263,100	297,900	321,100	
96	229,600	263,300	298,400	321,300	
97	229,900	263,500	298,700	321,500	
98	230,200	263,800	299,100	321,800	
99	230,400	264,000	299,600	322,100	
100	230,700	264,300	300,100	322,300	
101	231,000	264,600	300,500	322,500	
102	231,200	264,800	300,900	322,800	
103	231,500	265,100	301,200	323,100	
104	231,800	265,400	301,500	323,300	
105	232,100	265,600	301,800	323,500	
106	232,600	265,800	302,200		
107	232,900	266,100	302,600		
108	233,200	266,300	303,000		
109	233,400	266,600	303,300		
110	233,800	266,900	303,700		
111	234,200	267,200	304,100		
112	234,500	267,400	304,400		
113	234,700	267,600	304,600		
114	235,200	267,900	304,900		
115	235,700	268,100	305,200		
116	236,200	268,300	305,400		
117	236,500	268,600	305,600		
118	236,900	268,900	305,900		
119	237,300	269,200	306,200		
120	237,600	269,500	306,400		
121	238,000	269,700	306,600		
122		269,900	306,900		
123		270,200	307,200		

	124		270,500	307,400		
	125		270,700	307,600		
	126		270,900	307,900		
	127		271,200	308,200		
	128		271,600	308,400		
	129		271,800	308,600		
	130		272,000	308,900		
	131		272,300	309,200		
	132		272,600	309,400		
	133		272,800	309,600		
	134		273,000			
	135		273,300			
	136		273,600			
	137		273,800			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円 195,100	円 206,200	円 224,700	円 245,600	円 276,400

別表第5中	を	に、	を	に、
	42	41	14	13
	42	42	15	14
	43	42	16	14
	43	42	17	15
	44	43	17	15
	44	43	18	16
	45	43	18	16
	45	44	19	17
	46	44		
	46	44		
	47	45		
	47	45		
	48	45		
	48	46		
	49	46		
	49	46		
	50	47		
	50	47		
	51	47		
51	48			
52	48			
52	48			

52
52
52
53
53
53
53
53
53
54
54
54
54
54
55
55
55
55

48
48
49
49
49
49
49
49
50
50
50
50
50
51
51
51
51

19
20

18
19

46
47
48
49
49
49
50
50
50
51
51
51
52
52
52
53
53
54
54
55
55
56
56
57
57
57
58
58

45
46
46
47
47
48
48
49
49
49
50
50
50
51
51
51
52
52
52
53
53
53
54
54
54
55
55
55

「

18
19
20
21
21
21
22
22
22
23
23
23
24

」

を

「

17
18
18
19
19
20
20
21
21
22
22
23
23

」

に、

「

30
30
30
31
31
31
32
32
32
33
33
33
33
33
33
33
34
34
34
34
34
34
34
34
34
35
35
35
35

」

を

「

29
30
30
30
30
30
31
31
31
31
31
31
32
32
32
32
32
32
32
32
32
33
33
33
33
33
33
33
33
33
33
34
34
34
34

」

に改める。

別表第6中

「

82
84
86
88
90
92
94
96
98
100
102
107
112
117

」

を

「

83
86
89
92
95
98
101
106
111
116
121
121
121
121

」

に、

「

25
26
27
28
30
32
34

」

を

「

26
28
30
32
33
34
35

」

に、

45	46	65	66
46	48	66	68
47	50	67	70
48	52	68	72
49	53	71	75
50	54	74	78
51	55	77	81
52	56	80	84
54	57	82	87
56	58	84	90
58	59	86	93
		88	96
		91	99
		94	102
		97	105
		100	108
		105	112
		110	116
		115	137
		121	137
		127	137
		133	137

45	46
46	48
47	50
48	52
51	54
54	56
57	58

71	72
74	76
77	80
80	86
87	92
94	98

(金沢市技能労務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部改正)

第2条 金沢市技能労務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 技能労務会計年度任用職員給料表（第3条関係）

職務の級 号 給	1 級 給料月額
	円
1	147,500
2	148,500
3	149,500
4	150,500
5	151,600
6	152,700
7	153,800
8	154,800
9	155,700
10	156,800
11	157,900
12	159,000
13	159,900
14	161,000
15	162,200
16	163,300
17	164,400
18	165,800
19	167,100
20	168,300
21	169,400
22	170,600
23	171,800
24	173,000
25	174,100
26	175,600
27	177,100
28	178,600
29	180,000
30	181,400
31	182,900
32	184,400

33	185,800
34	187,500
35	189,300
36	191,000
37	192,700
38	193,800
39	195,200
40	196,300
41	197,300
42	198,700
43	199,900
44	201,100
45	202,600
46	203,600
47	204,500
48	205,600
49	206,700
50	207,700
51	208,600
52	209,600
53	210,700
54	211,700
55	212,600
56	213,500
57	214,400
58	215,000
59	215,700
60	216,500
61	217,300
62	217,800
63	218,300
64	218,800
65	219,300
66	219,900
67	220,500
68	221,000
69	221,300
70	221,600

71	221,900
72	222,200
73	222,400
74	222,800
75	223,100
76	223,500
77	223,700
78	224,200
79	224,500
80	224,800
81	225,100
82	225,400
83	225,700
84	226,000
85	226,300
86	226,600
87	226,900
88	227,200
89	227,500
90	227,900
91	228,200
92	228,500
93	228,700
94	229,000
95	229,300
96	229,600
97	229,900
98	230,200
99	230,400
100	230,700
101	231,000
102	231,200
103	231,500
104	231,800
105	232,100
106	232,600
107	232,900
108	233,200

109	233,400
110	233,800
111	234,200
112	234,500
113	234,700
114	235,200
115	235,700
116	236,200
117	236,500
118	236,900
119	237,300
120	237,600
121	238,000

附 則

(施行期日等)

第1条 この規則は、令和5年12月27日から施行する。ただし、第1条中技能労務職員の給与に関する規則第7条の改正規定は、公布の日から施行する。

2 第1条の規定(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の技能労務職員の給与に関する規則(以下「新職員給与規則」という。)の規定は、令和5年4月1日から適用する。

3 第2条の規定による改正後の金沢市技能労務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則(次項及び次条において「新会計年度職員給与規則」という。)の規定は、令和5年4月1日から適用する。

4 前項の規定にかかわらず、市長が別に定める技能労務会計年度任用職員については、新会計年度職員給与規則の規定は、令和5年12月1日から適用する。

(給与の内払)

第2条 新職員給与規則及び新会計年度職員給与規則の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の技能労務職員の給与に関する規則(次条において「旧職員給与規則」という。)及び第2条の規定による改正前の金沢市技能労務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、新職員給与規則及び新会計年度職員給与規則の規定による給与の内払とみなす。

(経過措置)

第3条 令和5年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった技能労務職員(以下この項及び次項において「職員」という。)及び昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、新職員給与規則の規定による号給が旧職員給与規則の規定による号給に達しない職員の、当該適用又は異動の日における号給については、新職員給与規則の規定にかかわらず、旧職員給与規則の規定による号給とするものとする。

2 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及び降格、昇給、降号又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員(個別に市長の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。)のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用又は異動の日における号給については、市長の定めるところにより、なお従前の例によることができる。

(雑則)

第4条 前2条に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月26日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第52号

初任給調整手当に関する規則の一部を改正する規則

初任給調整手当に関する規則（昭和36年規則第27号）の一部を次のように改正する。

別表第1中備考以外の部分を次のように改める。

別表第1（第6条関係）

期間の区分	職員の区分		
	1項職員	2項職員	3項職員
	円	円	円
1年未満	309,200	51,100	50,300
1年以上2年未満	309,200	51,100	47,300
2年以上3年未満	309,200	51,100	44,300
3年以上4年未満	309,200	51,100	41,300
4年以上5年未満	309,200	51,100	38,300
5年以上6年未満	309,200	51,100	35,300
6年以上7年未満	309,200	49,300	32,300
7年以上8年未満	309,200	47,500	29,300
8年以上9年未満	309,200	45,700	26,300
9年以上10年未満	309,200	43,900	23,300
10年以上11年未満	309,200	42,100	19,800
11年以上12年未満	309,200	40,300	16,300
12年以上13年未満	309,200	38,500	12,800
13年以上14年未満	309,200	36,700	9,300
14年以上15年未満	309,200	35,300	5,800
15年以上16年未満	309,200	33,900	
16年以上17年未満	305,900	32,500	
17年以上18年未満	302,600	31,100	
18年以上19年未満	299,300	29,700	
19年以上20年未満	296,000	28,300	
20年以上21年未満	292,700	26,900	
21年以上22年未満	279,700	26,300	
22年以上23年未満	265,700	25,700	
23年以上24年未満	252,200	24,700	
24年以上25年未満	238,300	24,100	
25年以上26年未満	224,600	23,500	
26年以上27年未満	207,000	22,900	
27年以上28年未満	189,900	22,300	
28年以上29年未満	172,600	21,500	
29年以上30年未満	155,000	21,200	
30年以上31年未満	137,000	20,800	
31年以上32年未満	118,700	20,200	
32年以上33年未満	100,800	19,300	
33年以上34年未満	76,200	18,400	
34年以上35年未満	51,900	17,700	

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第7条の2関係）

職員の区分 期間の区分	2項職員	3項職員
	円	円
1年未満	35,800	35,200
1年以上2年未満	35,800	33,100
2年以上3年未満	35,800	31,000
3年以上4年未満	35,800	28,900
4年以上5年未満	35,800	26,800
5年以上6年未満	35,800	24,700
6年以上7年未満	34,500	22,600
7年以上8年未満	33,300	20,500
8年以上9年未満	32,000	18,400
9年以上10年未満	30,700	16,300
10年以上11年未満	29,500	13,900
11年以上12年未満	28,200	11,400
12年以上13年未満	27,000	9,000
13年以上14年未満	25,700	6,500
14年以上15年未満	24,700	4,100
15年以上16年未満	23,700	
16年以上17年未満	22,800	
17年以上18年未満	21,800	
18年以上19年未満	20,800	
19年以上20年未満	19,800	
20年以上21年未満	18,800	
21年以上22年未満	18,400	
22年以上23年未満	18,000	
23年以上24年未満	17,300	
24年以上25年未満	16,900	
25年以上26年未満	16,500	
26年以上27年未満	16,000	
27年以上28年未満	15,600	
28年以上29年未満	15,100	
29年以上30年未満	14,800	
30年以上31年未満	14,600	
31年以上32年未満	14,100	
32年以上33年未満	13,500	
33年以上34年未満	12,900	
34年以上35年未満	12,400	

附 則

この規則は、職員の給与に関する条例及び金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（令和5年条例第40号）の施行の日（令和5年12月27日）から施行し、改正後の初任給調整手当に関する規則の規定は、同年4月1日から適用する。

金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月26日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第53号

金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則（令和元年規則第17号）の一部を次のように改正する。

第19条中「第16条」を「第16条第1項」に改め、「事項」の次に「について」を加え、同条の次に次の1条を加える。

（フルタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第19条の2 条例第16条の2第1項において準用する給与条例第22条に規定する勤勉手当の支給を受ける職員の範囲、支給額その他勤勉手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、常勤職員の例による。

第29条第1項中「第30条」を「第30条第1項」に、「一時差止」を「一時差止め」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（パートタイム会計年度任用職員の勤勉手当）

第29条の2 条例第30条の2第1項において準用する給与条例第22条に規定する勤勉手当の支給を受ける職員の範囲、支給額その他勤勉手当の支給及び一時差止めに関し必要な事項については、フルタイム会計年度任用職員の例による。

第32条第4項中「第16条」を「第16条第1項」に、「第30条」を「第30条第1項」に改め、「期末手当基礎額」の次に「並びに条例第16条の2第1項及び第30条の2第1項において準用する給与条例第22条第2項に規定する勤勉手当基礎額」を加える。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

金沢市技能労務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年12月26日

金沢市長 村 山 卓

●金沢市規則第54号

金沢市技能労務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

金沢市技能労務会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する規則（令和元年規則第18号）の一部を次のように改正する。

第7条中「期末手当」の次に「、勤勉手当」を加える。

第12条中「第33条第1号」を「第33条第1項第1号」に改め、「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

令和5年(2023年)12月26日 発行

発行人

発行所

編集 石川県金沢市玉鉾4丁目166番地

金 沢 市

金 沢 市 役 所

(株) 共 栄